

第二十三号

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正について

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十二月四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「ほか、」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を、「相当する額」の下に「（以下「差額相当額」という。）から差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額が二万円を超えるときは二万円、その額が二万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間にあつては差額相当額が三万円を超える場合に限りその超える額」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

提案理由

平成二十五年十月十六日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について、平成十八年四月一日実施の給料の切替えに伴う経過措置を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。